

定 款

一 般 財 団 法 人

貿 易 ・ 産 業 協 力 振 興 財 団

一般財団法人貿易・産業協力振興財団

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人貿易・産業協力振興財団（英文名 The Foundation for International Trade and Industrial Co-operation。略称「ITIC」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貿易及び投資の拡大並びに産業協力及び国際的相互理解の促進等のための諸事業を推進することにより、我が国の貿易及び投資を巡る諸問題の解決を図り、もって我が国の通商の振興及び円滑な対外経済関係の形成に寄与することを目的とする

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、諸団体等が行う次の事業に対して助成を行う。ただし、自ら次の事業を行うことを妨げない。

- (1) 貿易、投資、産業協力等を促進するためのミッションの受入れ及び派遣並びにセミナー等の開催
- (2) 貿易、投資、産業協力等を促進するための情報提供
- (3) 貿易、投資、産業協力等を促進するための要人等の交流（招へい、派遣等）
- (4) 貿易、投資、産業協力等を促進するための広報展示
- (5) 貿易、投資、産業協力等に関する調査研究
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産

(2) 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れた財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において、承認を受けなければならない。

(財産の管理)

第6条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第4章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に、評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準及びその額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選による。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、その業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 その他の法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第32条 この法人は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

(兼職の禁止)

第33条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第 3 4 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 5 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) その他この定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(開催)

第 3 6 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日に理事会を開催する旨の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法第 1 9 7 条において準用する同法第 1 0 1 条第 2 項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第 3 項の規定に基づいて監事が招集したとき。

(招集)

第 3 7 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を示した書面をもって、理事会の日の 7 日前までに通知を発しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 3 8 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第 3 6 条第 3 項第 3 号又は第 4 号後段の規定により、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選による。

(決議)

- 第 3 9 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第 4 0 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 4 1 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第 2 6 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第 4 2 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 4 3 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 1 1 条についても適用する。

(合併等)

- 第 4 4 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金及び残余財産の処分等）

第46条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

（顧問及び参与）

第48条 この法人に、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 第28条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。
- 4 顧問及び参与に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

（委員会）

第49条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。

- 2 委員会はその目的とする事項について調査し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

（事務局）

第50条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、理事長が任免し、職員は、理事長が任免する。

（書類及び帳簿の備付け）

第51条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければなら

い。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 役員等報酬規程
- (4) 事業計画書及び収支予算書
- (5) 事業報告書及び計算書類等
- (6) 監査報告書
- (7) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (8) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(実施細則)

第 5 2 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附 則

- 1 . この定款は、整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 . 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 . この法人の最初の代表理事（理事長）は畠山襄とする。